

**令和6年度JR北上線利用促進に向けたスポーツや
観光資源等を生かした交流人口拡大事業企画運営業務**

企画コンペ実施要領

令和6年3月

岩手県県南広域振興局

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度J R北上線利用促進に向けたスポーツや観光資源等を生かした交流人口拡大事業企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
「令和6年度J R北上線利用促進に向けたスポーツや観光資源等を生かした交流人口拡大事業企画運営業務」一式
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和7年3月14日(金)
- (3) 業務の仕様等
資料2「業務仕様書」のとおり
- (4) 予算額
2,535千円以内(消費税及び地方消費税含む)

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「**3 企画コンペ手続等に関する事項**」(4)に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (5) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (7) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県県南広域振興局経営企画部
 住所：〒023-0053 岩手県奥州市水沢大手町1-2
 電話：0197-22-2812 F A X：0197-22-3749
 電子メールアドレス：BD0010@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県ホームページに掲載する。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 右端上「県政情報」>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」

資料1	企画コンペ実施要領（本書）
資料2	業務仕様書
資料3	企画提案書作成要領
資料4	企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 令和6年4月5日(金)午後5時まで
 イ 受付場所 岩手県県南広域振興局経営企画部（連絡先は上記「3(1)担当課」を参照）
 ウ 提出方法 **【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」**に簡潔に記入の上、電子メール又はF A Xにより提出すること。
 エ 回答方法 全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県ホームページに掲載する。
 オ 回答期日 令和6年4月9日(火)

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・【様式1-2】参加資格確認申請書 ・【様式1-3】会社概要及び過去3年間の主な企画運営等実績
※パンフレット等でも可 ・【様式1-4】受付票 ・参加資格確認結果の通知用封筒（長型3号封筒に参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定形郵便物84円分の切手を添付したもの） |
|--|

- イ 提出期限 令和6年4月10日(水)〔必着〕
 ウ 提出先 岩手県県南広域振興局経営企画部（住所等は前頁「3(1)担当課」を参照）

- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
 - ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。
- オ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和6年4月12日(金)までに郵送により書面で通知する。

カ 留意事項

- (ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- (イ) 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- (ウ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、次項「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県南広域振興局長に対して、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和6年4月16日(火) [必着]
- イ 提出先 岩手県県南広域振興局経営企画部（住所等は前頁「3(1) 担当課」を参照）
- ウ 提出方法 持参による。
- エ 回 答 県は、説明を求められたときは、令和6年4月18日(木)までに、説明を求めた者に対して、郵送により書面でその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

- ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類
- イ 提出期限 令和6年4月22日(月) [必着]
- ウ 提出先 岩手県県南広域振興局経営企画部（住所等は前頁「3(1) 担当課」を参照）
- エ 提出方法 持参又は郵送による。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
 - ・ 郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。
- オ 提案
- ・ 参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
 - ・ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
 - ・ 資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

前頁「3(4) 参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された提案
- イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペ参加の辞退

- ア 上記「(4) 参加資格の確認」の結果、参加資格を有すると認められた者が、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会に参加しない場合は、令和6年4月19日(金)までに、【様式1-5】「企画コンペ参加辞退届」を、上記「(1) 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。
- イ アによりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考を行う。

なお、企画提案書等の内容が、1頁「1 本業務の概要」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時(予定)

令和6年4月26日(金) (別途通知)

イ 開催場所(予定)

奥州地区合同庁舎

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションにより行う。
なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び録画媒体の使用を認めるが追加資料等の提出は認めない。
- ・ プレゼンテーションの順番は、受付順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分(説明15分、質疑応答10分)とする。
ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- ・ 参加者が3者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書等による審査(以下「一次審査」という。)を実施し、上位と評された3者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
なお、参加者が3者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 委託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

エ 参加者が1者のみであった場合でも、審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

6 公正な企画コンペの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【様式 1 - 1】

会社等名 : _____
担当部門 : _____
担当者 : _____
メールアドレス : _____
電話 : _____
FAX : _____

実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔留意事項〕

- ・ 令和 6 年 4 月 5 日(金)午後 5 時までに提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・ 原則として電子メール又は FAX 送信のこと。
(メールアドレス : BD0010@pref. iwate. jp、FAX : 0197-22-2817)
- ・ 1 つの質問項目について 1 行使用のこと。

【様式 1 - 2】

令和 年 月 日

岩手県南広域振興局長 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

参加資格確認申請書

「令和 6 年度 J R 北上線利用促進に向けたスポーツや観光資源等を生かした交流人口拡大事業企画運営業務」に係る企画コンペ参加資格について確認されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

「企画コンペ実施要領」の「2 参加者の資格要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- 1 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- 5 県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- 6 県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- 7 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式 1 - 3】

会社概要及び過去 3 年間の主な企画運営等実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去 3 年間の 実 績	発注者	受注事業内容（受注年、具体的な事業内容等）
	岩手県関係	
	岩手県以外の 官公庁・公共団 体	
	民間	
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	ファックス	
氏名	E-mail	

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。

※ 他に、会社の直近の財務諸表を添付すること。

【様式 1 - 4】

受 付 票

担 当		
番 号	書 類 名	チェック欄
1	参加資格確認申請書【様式 1 - 2】	
2	会社概要及び過去 3 年間の主な企画運営等実績 【様式 1 - 3（又はパンフレット）、財務諸表、主な実績】	
3	受付票【様式 1 - 4】（本書）	
4	参加資格確認結果の通知用封筒一式	

受付年月日			
商号又は名称			
届出者 所属 職 氏名		電話番号	
		E - m a i l	

「受付票」「受領票」は、太枠内のみ記入してください。

----- 切り取り線 -----

受 領 票

受付年月日			
商号又は名称			

「令和 6 年度 J R 北上線利用促進に向けたスポーツや観光資源等を生かした交流人口拡大事業企画運営業務」に係る参加資格確認申請書等関係書類を受領しました。

岩手県南広域振興局経営企画部
(公 印 省 略)

取扱担当者 印

【様式 1 - 5】

令和 年 月 日

岩手県南広域振興局長 様

企画コンペ参加辞退届

「令和 6 年度 J R 北上線利用促進に向けたスポーツや観光資源等を生かした交流人口拡大事業企画運營業務」に係る企画コンペへの参加を表明し、参加資格確認申請書を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印